

入札公告（建築関係コンサルタント）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年11月26日
支出負担行為担当官
国立療養所栗生楽泉園
事務部長 國松 孝成

1. 業務概要

- (1) 業務名 国立療養所栗生楽泉園治療棟建替整備工事監理委託業務
- (2) 業務内容 本業務は、以下の工事監理を行う業務である。
現在の治療棟（RC-1F）の南半分（延床面積966.66㎡）を取り壊し、その跡地に新治療棟（RC-2F 延床面積1,846.89㎡）を建設し、現治療棟の残り北側半分と接続する。
- (3) 履行期間 契約締結日～令和4年3月15日
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は、提出資料、入札等を紙入札方式にて行う。
- (6) 本入札の契約締結は、当該工事（建築・電気・機械）に係る契約がなされることを条件とするものである。

2. 入札参加者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省により、関東・甲信越地域における令和01・02年度『建築関係コンサルタント』に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 群馬県内に本店又は支店を有する者であること。

- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発註工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けたものにあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。
（ア）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
（イ）経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (12) 平成22年度以降に元請けとして、次の事項を含む監理業務（工事対象建物面積が1,000㎡以上）を行った実績を有すること。
・同種：病院に係る新築又は増築の監理業務
・類似：老人福祉施設に係る新築又は増築の監理業務
- (13) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。
① 管理技術者は、一級建築士の免許を有する者であること。
② 管理技術者は、受注者が個人である場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者であること。
③ 管理技術者及び各主任担当技術者は、平成22年度以降に上記(12)に掲げる基準を満たす監理業務の経験を有する者であること。
- (14) 競争への参加を希望する者は、別紙「自己申告書」を令和2年12月11日までに提出すること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請

負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とする。②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点(=60点))×(1－入札価格／予定価格)

③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 資格
- 2) 技術力
- 3) 業務実施方針及び手法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点(=60点))×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園 会計課 施設管理班

電話 0279-88-3030 内線225

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年11月27日(金)～令和2年12月10日(木)までのうち、閉庁日を除く毎日の8時30分～17時00分までとする。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付場所：上記4(1)の場所

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書及び技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和2年12月11日（金）17時00分

提出場所：上記4（1）に同じ。

提出方法：持参すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：上記4（1）に持参すること。

入札書受領期限：令和2年12月24日（木）17時00分

開札日時：平成2年12月25日（金）10時00分

開札場所：国立療養所栗生楽泉園 会議室

5. その他

（1） 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

（3） 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4） 手続きにおける交渉の有無 無。

（5） 契約書作成の要否 要。

（6） 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

（7） 本案件は提出資料、入札を紙入札方式で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（8） 技術提案書のヒアリングは原則として行わない。なおヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

（9） 詳細は入札説明書による。